

# 2026(令和8)年度 学校人権教育推進計画

## I 日田市学校人権教育目標

- ◎自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成
- ◎いじめや差別をなくす具体的行動がとれる児童生徒の育成

一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にあらわれるようにすることが人権教育の目標である。

そのため、各小中学校においては、学校生活全体の中で児童生徒が自分と他の人の大切さを感じ取ることができるような環境づくりに取り組む。また、そのことが態度や行動にまであらわれるようにするために必要な力や技能などを総合的にバランスよく培う。

## II 学校人権教育研究課題

次の4点を学校人権教育研究課題とし、学校教育活動全体を通じた研究の深化を図ります。

### 今年度の重点的取り組み

(人権教育推進のキーワード) **【つなげる】** ~知識・共感から意欲・行動へ~

#### A 人権尊重の視点に立った学校づくりのあり方

- ◎「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」
- ★「人権尊重の3視点」を意識した授業等の全ての教育活動の取組と安心・安全を感じる環境づくり
- ★児童生徒が主体的に人権尊重の言動と仲間づくりに取り組むための工夫

#### B 児童生徒主体の活動を通し、人権尊重への具体的実践へつなげる人権教育の指導内容及び指導方法の工夫

- ◎「気づき、考え、行動する学習」「人権知識の習得と人権感覚の育成」
- ★「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」)における人権学習の指導方法の研究推進
- ★「差別をなくし人権が尊重される社会形成」への展望が持てる人権学習の指導方法の研究推進

#### C 教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるための教職員研修のあり方

- ◎「自らの見つめ直し」「いじめや差別をなくす信念と情熱の醸成・実践力の向上」
- ★人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を明確にしなが、人権学習教材の価値等に関わる内容や自己の人権意識等をさらに深めるための研修の実施
- ★部落差別問題に関わる当事者の思いや歴史・教育行政・差別解消の取組などを系統的・計画的に学べる研修の実施

#### D 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携のあり方

- ◎「児童生徒・教職員・保護者・地域・社会とのつながりの実感」
- ★各小中学校における人権学習公開授業、人権講演会等開催における公民館との連携
- ★各小中学校における人権学習(部落差別問題をはじめとする人権課題等)の保護者・地域への公開の推進
- ★部落差別問題学習を通じた小・中・高の連携の着実な実施(市教委、研究指定校等で推進)

### Ⅲ 人権教育研究指定校

人権教育に関わる研究指定を行います。人権教育研究指定校では、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（以下「[第三次とりまとめ]」）を活用し、自校の人権教育の具体的な研究実践に取り組むとともに、日田市における人権教育研究課題に関わる研究の推進を図ります。

また、本年度も、部落差別問題学習をはじめとする道徳科での人権学習の展開や共通材を活用した授業のあり方の検証、小中連携に関する研究を行います。

○人権教育研究指定校（日田市立 大明小学校 2年次）

### Ⅳ 各小中学校における研究の推進

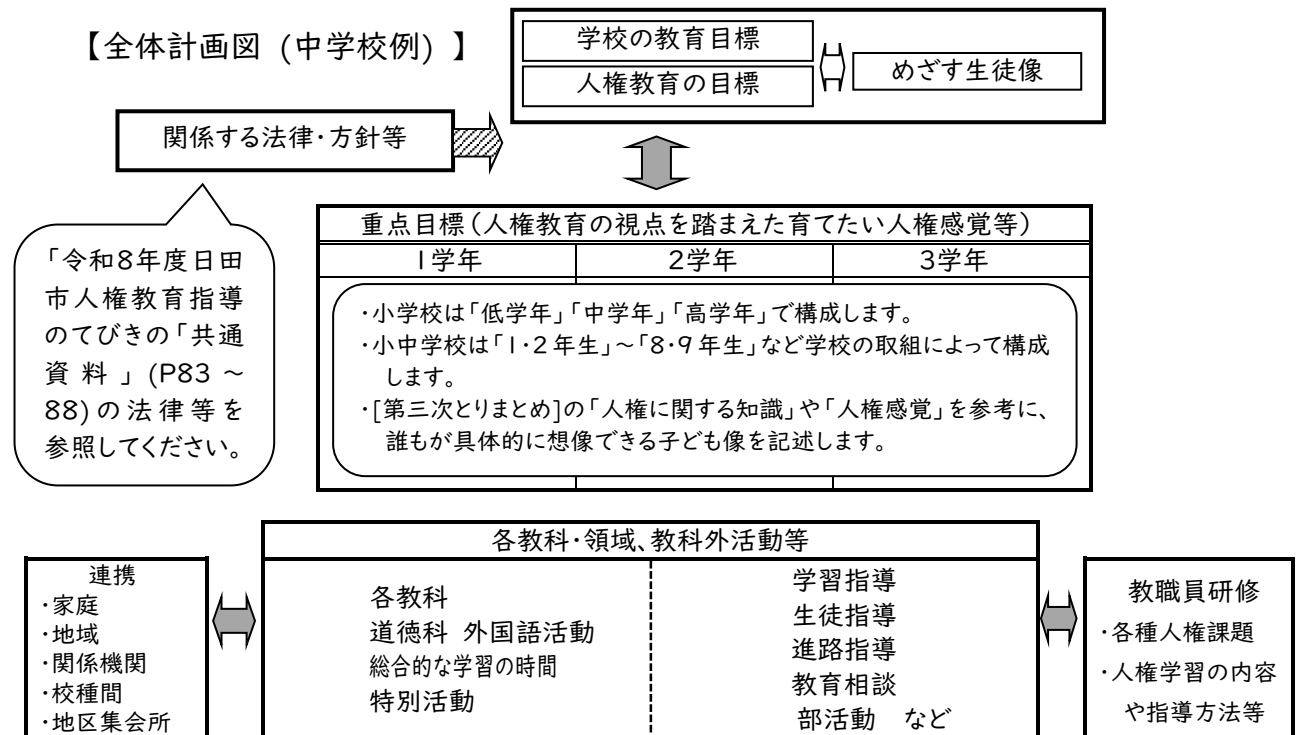
人権教育は、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など（以下「各教科等」）のそれぞれの特質を踏まえるとともに、それぞれを関連づけ、教育活動全体を通じて推進することが大切です。

#### 1. 教育活動全体を通じた人権教育の推進体制づくり

(1) 校長のリーダーシップ、人権教育主任を要とした体制を確立し、組織的、計画的、継続的な取組を実施

(2) めざす子ども像の設定と全体計画の策定

- ① 学校の課題、児童生徒の実態、地域の実情等を勘案し、日田市教育大綱「Take Action for the Future 学び、考え、行動する 未来の社会を創るのはわたしたち」やSDGsなどの項目を踏まえ「よりよい学校教育を通じてより良い社会をつくる」ことを意識しながら、めざす子ども像を具体的に設定し、家庭、地域社会に発信するとともにその育成を協働して実施していきます。



(3) 年間指導計画、教職員研修計画の策定

- ① 「日田市人権学習共通教材」（以下『共通教材』）の教材は、「年間指導計画」に必ず位置付け、完全実施を図ります。

- ② 道徳科・各教科・領域を密接に関連させ、人権学習の年間計画を策定します。
- ③ 学校の課題と個別の人権課題等を踏まえた系統的・計画的な教職員人権研修計画を策定し、確実な実施を図ります。

#### (4) 校内人権教育推進委員会等（以下「人権教育推進委員会」）の設置と運営

- ① 「人権教育推進委員会」を設置し、人権教育活動の企画立案、点検、評価等に関する協議を系統的定期的に行うなど、人権教育推進体制の充実を図ります。
- ② 「人権教育推進委員会」は、学期ごとに1回以上は開催し、短期のPDCAサイクルを活用して人権教育の推進を図ります。

#### (5) 人権教育主任の役割

- ① 校内推進体制の要として、人権学習、職員研修などの人権教育活動に関する企画立案、各校務分掌等の連絡調整・統括を行います。
- ② 『共通教材』を活用する授業者に、単元作成、教材解釈、授業展開などの支援や参考資料の提示、人権・部落差別解消教育課との連携などのコーディネートを担います。
- ③ 各学期終了時に各学年の『共通教材』活用の進捗状況を確認・把握するなどし、校内の人権学習の着実な実施の推進を図ります。
- ④ 特別支援コーディネーター等と連携し、校内における合理的配慮の推進や人権教育に関する関係機関等との対外的なコーディネートなどを担います。

#### (6) 人権教育の検証と改善

- ① 各学期に、人権を視点とした児童生徒の現状や人権学習の取組状況などについて評価項目を設定し、PDCAサイクルを活かした点検を実施しさらなる改善を行います。
- ② 2学期後半から3学期前半に小学6年・中学3年を対象に実施する【人権学習ふりかえりアンケート】を各学校で集計し、成果と課題を明らかにし、対象学年への対応と来年度に向けた取組に活用します。
- ③ 人権教育のまとめの作成において、成果と課題を明らかにし、来年度に向けての具体的な取組重点等を設定し、教職員で共有します。

## 2. 人権教育研究内容の具体的な項目

### A 人権尊重の視点に立った学校づくりのあり方

#### ◎「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の日常的推進

##### (1) 学習活動づくり

学習活動では、学習指導要領や新大分スタンダードにも明記されている「主体的・対話的で深い学び」や「協同的な学び（学び合い等）」などの工夫や「生徒指導の3機能」の主旨を「人権尊重の3視点」と言い換え推進します。

##### (2) 人間関係づくり

- ① 学校教育活動全体を通じた自己肯定感の育成を行います。
  - ア. 「自己肯定感」（児童生徒が自分の長所・短所を認めたくえて、自分を大切な存在として肯定し、積極的に自己の向上を目指そうとする感覚）を、「自己受容感」「自己有用感」等の多面的な視点から捉え、その育成に関わる具体的な取組を推進していきます。

イ。「人権尊重の3視点」及び安心・安全を感じる環境づくりを、授業をはじめとする全ての学校教育活動へ位置づけていきます。

### 【人権尊重の3視点】

3視点の項目	項目の内容	具体的な姿
(a) 自己存在感 (を持たせる工夫)	自分が価値ある存在であることを実感できる工夫	一人ひとりに活動の場があり、表出された考えや行動が他の人に認められています。
(b) 共感的人間関係 (を育成する工夫)	お互いを人として無条件に尊重し合う態度への工夫	自分が表現したいことを表出することができるとともに、相手が表出したことにも共感でき、互いのよさや違いを認め合うことができます。
(c) 自己選択・決定 (の場の設定)	主体性を持ち、自分で考え、決定し実行する場面の設定	何事に対しても、あきらめたりすることなく自分で情報を集め、分析し判断することで、発言や行動することができます。

② 児童会・生徒会活動の中での取組を推進していきます。

- ア. 児童・生徒が主体となって掲げた人権尊重の理念・目標（「いじめ撲滅宣言」「○○っ子宣言」「○○学校人権宣言」など）を身近な学校生活で生かした取組の実施
- イ. 学習発表会・文化祭等における人権に関する劇や展示等の実施
- ウ. 児童生徒主催の人権集会等の実施

### (3) 環境づくり

児童生徒が安全・安心を感じ、学びのたのしさを体感し学習意欲等が向上していく環境づくりを推進していきます。

- ①「学校のきまり」等の条文を「～しない」（「人権課題の防止」）から、「すすんで～する」（「人権課題の解決」）に置き換えるなど、学校活動での「主体的な人権対応」への取組の工夫
- ②人権教育の活動の「見える化」の工夫（「人権コーナー」「人権情報」「人権学習」等）
- ③「学校だより」等を活用した人権教育活動の情報発信などによる保護者、地域、関係機関等との連携の工夫

## B 児童生徒主体の活動を通し、人権尊重への具体的実践へつなげる人権教育の指導内容及び指導方法の工夫

### ◎「気づき、考え、行動する学習」「人権知識の習得と人権感覚の育成」

#### (1) 『共通教材』の活用による人権学習の推進

##### ① 活用にあたって

- ア. 「教材のねらい」の項目（⇒P46～51 参照）の達成をめざし、児童生徒が自分の生活体験と重ねながら、自己の（人間としての）生き方を考え、自他の人権を尊重し、差別をなくし共に生きていこうとする意欲や態度を育て、人権が尊重され差別のない社会の形成への実現に展望が持てる学習内容・方法の工夫（⇒P37の【参考資料】）
- イ. 学習で活用する「教材」が、『共通教材』の体系の中でどのように位置づけられているかを理解するとともに、その「教材」が持つ「ねらい」を達成させるための人権学習の実施
- ウ. 「学習の“ねらい”」の設定
  - ・「教材のねらい」を参考にし、学習者である児童生徒や学校、教室の「現状」を「分析」し、導き出した「課題」を基に、「学習の“ねらい”」を設定した授業の展開
  - 〔「現状」→「教室でみられる今の状況」 「課題」→「その状況が起こる原因・要因」〕

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下[第三次とりまとめ])に掲載されている「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の項目を参考⇒P81

## ② 『共通教材』を使った個別の人権課題を学ぶ人権学習について

- ア. 『すべての差別は、差別されることがあるからではなく、差別する人がいることで起きる』という原則に基づき、差別する側の課題と自己を重ねその解決を探究する授業の構築
- イ. 児童生徒が人権課題を正しく理解するために必要な部落差別をはじめとする個別の人権課題の知識や、その課題解決に向けて必要になる価値・態度、技能等を、明確にし、それらを育むことに効果的な授業の構築

## (2) 「道徳科」における人権学習実践の在り方についての研究推進

「道徳科」の「考え議論する道徳」を学習活動の基盤に据え、児童生徒が授業のテーマについて自分の考えを持ち、友だちと互いに考えや意見を交流し、話し合う学習活動を推進します。

- ①学習する「内容項目」(「学習指導要領解説 特別の教科 道徳」を参照)を明記し、それについて児童生徒が主体的に考え意見を交流できる場の設定
- ②授業中に学習の“ねらい”とする「内容項目」について「価値理解」と「人間理解」「他者理解」を相対的に考える場面を設定し、自己の体験や経験を重ね、自分のよりよい生き方(人間の生き方)について考え、「道徳的価値」の理解を深め、その実践を具体的に学べる工夫
- ③授業の「振り返り」では、学習者が、単なる授業の感想を述べるだけでなく、「内容項目」を基に設置した学習の“ねらい”に則して、自分はどうか考えたのか(「深化・拡充・変容」)を具体的に表出させる場として実施

### 【参考資料】

※1 「人権教育」と「道徳教育」で共通する基本的な価値観として以下の項目があげられます。

- ・「生きていることは正しい」(自他の存在の絶対肯定)
- ・「すべての人は平等である」(平等の正義)
- ・「すべての人が自分らしく生き、平等に扱われる社会の形成」(自由及び公正公平の確保) など

※2 授業の中では「自分と相手の人権を護る」ことが基盤であり、道徳科はもとより全ての学校教育活動において「人権尊重」に反する見方・考え方、言動等に対しては正しく指導します。

## (3) 部落差別解消の展望を持てるための、知的理解の深化や人権感覚を養う部落差別問題学習の推進

- ①授業者が「差別をなくしたい」「差別はなくさなければいけない」という強い意志を持って教壇に立ち、学習指導を行う姿勢の確立
- ②①をより確かなものにするため、全教職員で、「指導のてびき」(P52～63)に記載している「Ⅰ.部落差別問題学習の指導について」「Ⅲ.部落差別問題学習に関する部落史の考察と留意点」の内容の共通理解を図るためなど、人権学習に沿った計画的な校内研修などを必ず実施
- ③社会科(歴史分野・公民分野)と人権教材を関連付け、正しい歴史認識等の定着
- ④『共通教材』における各教材の系統的な位置づけを理解し、児童生徒の生き方に活かしていける正しい知的理解の習得と人権感覚を育み、差別をなくす主体者としての意識を高める授業の在り方についての研究の推進

【参考資料】「部落差別解消の展望を持てるため」の人権学習の視点

※学校教育において、児童生徒が、部落差別問題に関する学習を受けたときに、「差別のない社会」への形成の活路が開けることを感じる事が重要です。そのためには、以下の視点を学習活動の中に取り入れてみましょう。

学習活動	学習活動のねらい【例】
A. 自分を見つめる	①差別事象の要因を正しく理解することで、自分の差別性に気づき、「差別の課題」は自己の課題であることの認識 ②自分の差別性を認識することは、自分の差別行為を防ぐ第一歩であり、自分が差別をなくす主体者になれることの自覚
B. 先生や友人たちとの共感	①他者と対話することで、「差別の不当性」などに関するこれまでの自分の価値観の深化、または拡充、または変容 ②「差別の不当性」などの価値観を身近な先生や友人たちと語り合うことで、「差別をなくす社会」の形成者となる意欲喚起や実感
C. 過去の取組から学ぶ	①「水平社宣言」による「差別をなくす」ための考え方やその取組への共感と学び ②「教科書無償制度」「統一応募用紙」「識字学級」に取り組んだ人々の考え方や生き方への共感と学び
D. 社会の仕組みを知る	①憲法が保障している「基本的人権の尊重」が日常生活に具体的にどのように反映されているのかなどの現状の理解 ②「部落差別解消推進法」などの内容から「差別」に関する具体的な国民の権利や責務などへの興味関心の喚起
E. 現在の状況を実感する	①人権にかかわる最近の時事問題を調べながら、確実に「差別を許さない人権尊重の社会」の形成が進んでいることの実感 【例】国連が提唱した「人権とビジネス」などを例に、国際的に企業側が「人権尊重」を重要視している事例などの理解
※1 各視点の設定は、その單元における各々の学習時間のねらいに沿って行ってください。	
※2 これらの視点は、「部落差別問題」だけでなく、他の「個別の人権課題」の学習にも適用できます。	

#### (4) 人権尊重の行動に繋がる学習サイクルを活用した体験的参加型学習の実施

「人権に関する知識」の習得と「人権感覚」の育成を目指した「学習サイクル」[『体験する』⇒『話し合う』⇒『反省する』⇒『一般化する』⇒『適用する』⇒……](詳細P80)を活用した体験的参加型学習を推進していきます。

- ①学習の“ねらい”を達成するための、効果的なツールとしての ICT 機器などの活用
- ②学校教育活動全体を通して、学習内容を『適用する』ことができる場面設定の工夫

#### (5) 教科等の目標・ねらいに基づく学習活動が有機的・相乗的に反映される人権学習

児童生徒が、「各教科」「道徳科」「特別活動」「総合的な学習の時間」などの特質に応じて身につけた「知識」「見方・考え方」と、人権学習で育む「人権に関する知識」や「人権感覚」が、有機的・相乗的に関連していく工夫の推進

#### (6) 学校生活の中での自他を認めたり自己を振り返ったりする活動の工夫

- ①「朝・帰りの会(短学活)」等で、自他を認めたり、学級や自己を振り返ったりする機会の取組の工夫
- ②人権感覚に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等を育てるため指導内容・方法の工夫

## (7) 児童生徒の主体的な対話活動の促進

### ① 「きく(聴く・訊く)力」(listen・ask)の育成(コミュニケーション能力の向上)

ア. 児童生徒が主体的に現状を理解し、課題を発見し、その課題解決を思考し、行動するために「きく(聴く・訊く)力(listen・ask)」を発揮させ、自己の考えを深化・拡充・または変容することができる学習活動の工夫

### ② 『ツール』としての小集団(ペア学習・班活動など)を活用する工夫

【参考資料】「主体的な対話」のある教室は次のような様子が伺えます。

- ☆ 学習者全員が、これから行う小集団活動の意図と目指すゴールの形を共有しています。
- ☆ 学習者全員が、誰のどんな発言にも興味関心を持ち、その詳細を理解しようとする傾聴の姿勢があります。
- ☆ 学習者全員が、自分が分からないことや、更に相手の内容を理解しようとして主体的に質問をしています。
- ☆ 学習者全員が、出されたみんなの意見を大切に、話し合いながらそれぞれの考えや意見を分類、整理(まとめ)、分析し、繋げていこうとする対話が実施されています。 など

## (8) 様々な人々の考え方や生き方との出会いを通し、人権感覚を養う指導内容・方法の工夫

### ① ゲストティーチャー(以下GT)の有効的な活用

ア. GTとの効果的な出会いを導くための事前事後の取組の工夫

イ. 人権・部落差別解消教育課に保存している実践モデル例や GTの派遣を活用

### ② 地域学校協働活動推進員等(公民館等)と連携した地域人材の積極的な活用

## (9) 進路実現への意欲態度と資質能力を育てる指導内容・方法の工夫

### ① 協働的な学び(ペア学習等の実践)を基盤とした学力保障の工夫

### ② キャリア教育等の実践と連携した進路保障(すべての子どもへ学ぶ機会を)

## (10) 各関係機関等が発行しているパンフレットなどを活用した人権学習の実施

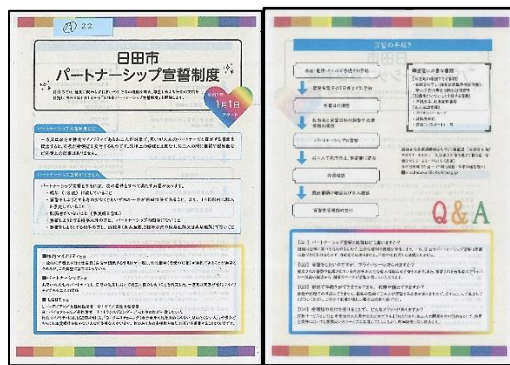
### ① 「知っていますか?就学支援のための制度」

大分県人権・部落差別解消教育研究協議会作成

(小6・中各学年の学活などで活用)

### ② 「日田市パートナーシップ宣誓制度」パンフレット 日田市作成

(中3社会科公民分野などで活用)



## C 教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるための教職員研修のあり方

### ◎「自らの見つめ直し」「いじめや差別をなくす信念と情熱の醸成・実践力の向上」

#### (1) 全教職員による系統的・計画的な研修活動の充実

- ① 年度当初における校内全教職員による「児童生徒の現状の分析と課題」「人権教育推進における基本的な取組」等の共通理解及び共有のための研修の実施
- ② 年間研修計画に位置づける研修(項目の位置づけと実施の徹底)
  - ア. 「2026(令和8)年度 人権教育指導のてびき」に記載されている以下の項目についての輪読などを活用した共通理解を図る研修
    - ★1[第三次とりまとめ]の「人権教育を通じて育てたい資質・能力」(⇒P79~81)
    - ★2人権学習を指導するうえでの基本姿勢(「差別は、差別される“こと”があるからではなく、差別する人がいるからおこる」など)の全体による確認⇒P52~53の記載内容全体
  - イ. 『共通教材』の授業実践の研究等を深める校内人権学習提案授業研究会の実施(中学校は原則として部落差別問題をテーマとする学習)
  - ウ. 部落差別問題に対する理解と認識を深める研修(「部落史」「教育・行政」「差別解消の取組」の三側面や「部落差別問題学習実践研究」についてなど)(⇒P52~63・P75~78)
  - エ. 各学校の状況等を勘案し、課題と考える個別の人権課題の研修
  - オ. スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修(管理職提案を含む)
- ③ 差別の現実から学ぶ研修の実施
  - ア. 様々な「差別」について、その「差別の現実」を「①差別意識」「②差別事象・事件」「③被差別の社会的実態」の側面から学び、市民の人権を守る立場の特定職業従事者の一員である教職員としての自分自身を問い、教育者としての確かな生き方を築いていこうとするための研修の実施
  - イ. 専門性に優れ、様々な人たちと連携を持っている NPO 団体などを活用し、当事者の人たちとの出会いによる学びの場の推進
- ④ 部落差別問題をはじめとする様々な人権課題に関する校内研修の実施にあたっては、人権・部落差別解消教育課の支援を活用する。
  - ア. 人権学習の指導案作成の支援(校内指導案審議前の個別または学年部の段階でも可)
  - イ. 研修資料の準備、研修方法・内容、講師選定及び派遣等についての協力支援
  - ウ. 学校が要望する部落差別問題などの個別の人権課題に関する基礎研修(【例】若年層や経験年数の少ない教職員を対象とした少人数研修など)などへの出前講座の実施など

#### (2) 研修形態の工夫

人権課題の当事者との対話形式による研修や体験的参加型の手法等を取り入れた参加者の主体的な教職員研修の実施を推進していきます。

- 【実施例】 ※教職員研修の内容、実施の相談について人権・部落差別解消教育課の支援あり
- ・地区集会所やNPO等と連携したフィールドワークや対話会の積極的な実施(3ヶ年計画)
  - ・ICT 機器やKJ法等を活用した、児童生徒の実態把握と授業分析、課題解決等の共有
  - ・OJT等を活用した、若い世代の教職員の人権学習の実践力向上に向けた取組
  - ・経験豊富な教師の知識や経験、取組等を伝える
  - ・近隣校との合同研修会

(3) 教育委員会主催研修などへの主体的参加

教育委員会主催の研修などに主体的に参加をするとともに、校内研修会などで研修内容の環流などによる内容の周知(詳細⇒P42)

(4) 地区集会所での人権講座、人権イベントへの参加について

各校へ「集会所だより」を通じて周知される地区集会所での人権講座や人権に関するイベント及び地域で行われる人権講座などへの積極的な参加を呼びかける。

(5) 関係機関・民間団体などが開催する研修会などへの参加

- ・第48回大分県人権・部落差別解消教育研究大会(ヒューライツフォーラム 2026)  
大分市 10月23日(金)~10月24日(土)
- ・第11回「人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会 パトリア日田  
2027(令和9)年1月16日(土)

**D 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携のあり方**

◎「児童生徒・教職員・保護者・地域・社会とのつながりの実感」

(1) 家庭・地域等との協働及び連携について

- ① 公民館等と協力した、全ての小中学校における家庭・地域へ開かれた親子人権講演会などの実施
- ② 授業参観・オープンスクールなどを活用した人権学習授業公開と懇談会などの実施
  - ア. 保護者・地域を対象とした人権学習授業公開(学年に応じて部落差別をはじめとする人権課題など)
  - イ. 懇談会等の実施(内容例:「人権授業の“ねらい”」「児童生徒の実態」「部落差別をはじめとする人権課題に関する交流」)
  - ウ. 保護者・地域への参加の呼びかけ
- ③ 「学校・学級だより」や「学校 HP」「保健だより」などでの事前・事後の積極的な情報発信の推進
- ④ 2016(平成28年)度に施行された人権関連3法等のお知らせと内容・意義を、「啓発リーフレット」を活用しての周知(小学校新入生の保護者などを対象)

※ 人権関連3法等とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」をさす。

平成28(2016)年に  
●「障害者差別解消法」  
●「日本に住む外国人に対するハイトスピーチ解消法」  
●「部落差別解消推進法」  
の3つの個別人権関連法律がスタートしています！

1. 個別人権関連とは  
○「障害者差別解消法」  
○「日本に住む外国人に対するハイトスピーチ解消法」  
○「部落差別解消推進法」

2. 本邦外出身者とは  
○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

3. 啓発リーフレット  
○「啓発リーフレット」  
○「啓発リーフレット」

作成: 白由市・白由前教育委員会  
発行: 白由市教育委員会  
発行所: 白由市教育委員会  
発行日: 2016年10月

(「啓発リーフレット」表)

平成28(2016)年4月1日から施行  
「障害者差別解消法」  
1. 目的  
2. 定義  
3. 障害者に対する差別の解消  
4. 障害者に対する差別の解消  
5. 障害者に対する差別の解消

1. 目的  
2. 定義  
3. 障害者に対する差別の解消  
4. 障害者に対する差別の解消  
5. 障害者に対する差別の解消

(「障害者差別解消法」の内容)

平成28(2016)年6月9日から施行  
日本に住む外国人に対するハイトスピーチ解消法  
1. 目的  
2. 定義  
3. ハイトスピーチの解消  
4. ハイトスピーチの解消  
5. ハイトスピーチの解消

1. 目的  
2. 定義  
3. ハイトスピーチの解消  
4. ハイトスピーチの解消  
5. ハイトスピーチの解消

(「ハイトスピーチ解消法」の内容)

“まつといておいて差別は決してなくばせん！”  
平成28(2016)年12月16日から施行  
「部落差別解消推進法」  
1. 目的  
2. 定義  
3. 部落差別の解消  
4. 部落差別の解消  
5. 部落差別の解消

1. 目的  
2. 定義  
3. 部落差別の解消  
4. 部落差別の解消  
5. 部落差別の解消

(「部落差別解消推進法」の内容)

## (2) 関係機関などとの連携及び校種間の連携について

- ① 関係機関・団体と連携したGTの派遣や教職員研修の実施
- ② 関係機関・団体と連携した人権学習教材の作成
- ③ 小中高の校種間連携
  - ア. 小中学校での人権の視点を基盤とする相互の授業公開、合同研修、交流学习及び入学、進学にともなう他校種との情報交換
  - イ. 校区内での自校で実施した人権学習の概要、人権の視点から配慮した取組の申し送り
  - ウ. 『共通教材』や人権学習アンケートなどを資料とした高校と定期的な協議会の実施
- ④ 各種校種間などとの連携
  - ア. 社会的に支援が必要な児童生徒等、気になる子どもたちを特に注視しながら、全ての子どもたちが、就学前や小中高を通じて躓くことなく学んでいけるための連携を推進する。

## V 子どもの人権に配慮した相談体制と組織的取組の充実

### I 相談体制の充実

いじめ、スクール・セクシュアル・ハラスメント、セクシュアル・マイノリティ、児童虐待等、社会的立場を持つ子どもの人権をめぐる問題の解決に向けた教育相談体制の充実に努め、児童生徒、保護者への周知を行う。また、市教育委員会及び関係機関との連絡・協議体制の整備・充実に努める。

#### (1) 相談体制とその周知について

- ① 年度当初に児童生徒、保護者への自校の人権問題に関する相談体制や相談窓口（担当者）などの存在とその積極的な活用を学校通信やホームページなどを活用し、**1学期中の早い段階で周知する。**
- ② スクール・セクハラ防止委員会及びスクール・セクハラ防止、性に関する相談窓口（担当者）を**必ず設置する。**
- ③ 教育委員会における、子どもの人権に関する学習活動支援や相談体制の充実に努める。（※人権・部落差別解消教育課の積極的な活用の推進）

### 2 組織的取組の充実

#### (1) 児童生徒への組織的対応

子どもの社会的立場や貧困問題や外国につながる子どもの支援など児童生徒の生活背景などを積極的・組織的に捉えて教育実践に活かし、児童生徒や保護者の相談体制を整え、必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関・団体等と連携し課題を解消していく取組を推進する。

## VI 教育委員会の取組

### I 人権教育研究の効果的な推進を図るための会議の開催

- (1) 「日田市人権教育推進連絡協議会」の開催（会長：日田市教育長 事務局：人権・部落差別解消教育課 社会教育課）

## (2) 「人権教育主任会」などの開催

- ① 日田市人権教育基本方針・推進計画に関わる具体的な施策を実施するために必要な事項についての研究、検討。また、各小中学校の教育課題や進捗状況、についての情報交換
- ② 人権課題にかかわる人権教育研修、人権教育の具体的実践のあり方についての研修、実践交流の着実な実施をマネジメントするための協議及び研修

## (3) 人権教育に関わる地域課題についての把握と対応策などを総合的に進める協議

## 2 教育委員会主催による教職員研修の充実

[第三次とりまとめ]を基盤とし、体験的参加型学習の手法等を取り入れた授業実践や、教職員自身の人権感覚や人権教育の指導に関する資質能力を高めていくための研修を行う。

令和8年度日田市教職員人権教育研修計画に、管理職をはじめすべての教職員を対象とした研修を位置付け実施する。(日程変更の場合あり)

- ・管理職(校長・所長、教頭)人権教育研修会
- ・教職員人権教育研修会

【人権教育主任、養護教諭、学校事務職員、小6担任・中1担任、初任者・転入教職員等】

- ・教職員人権教育研修講座 2026【夏期と冬期に実施】(全教職員対象)
- ・人権教育講演会(全教職員対象)8月4日(火)[予定]

## 3 教材等の開発・整備及び情報の提供

児童生徒が、人権についての知的理解を深め人権感覚・感性を磨いていくための教材・資料や、人権・部落差別問題に関する正しい理解と認識を深めるために必要な教材・資料及び教師用指導書、書籍などを整備し、学校現場の実践の改善・研究及び保護者啓発に役立てる。また、児童生徒の人権感覚をより一層育てるために、『共通教材』の活用推進に資するための「体験的参加型学習プログラム」などを随時見直し、シンクライアントシステムなどを活用し配信していく。

また、各学校の取組を「人権教育のまとめ」として年度末に刊行し、情報発信を図る。

### 【 日田市教育庁 人権・部落差別解消教育課 サポート内容 】

- ① 人権学習指導案作成サポート(校内指導案協議前段階での個人、有志、学年部への参加も可能)
- ② GTの選定、派遣、事前打ち合わせなどのサポート
- ③ 教職員研修に関する企画内容、講師選定、派遣のサポート、出前講座の実施
- ④ 親子人権講演会等の企画内容、講師選定、派遣のサポート
- ⑤ 他校種、関係団体等との連絡調整のサポート
- ⑥ 指導資料「日田市人権教育指導のてびき」の提供
- ⑦ 「日田市小中学校人権教育のまとめ」の編集
- ⑧ 「人権教育の指導方法等の在り方について  
[第三次とりまとめ]」に関する資料の提供
- ⑨ その他 人権教育に関する資料や書籍(児童生徒用・教職員用等)、DVD、人権パネル提供
- ⑩ 「いじめ」「部落差別問題」などに関わる資料の配信
- ⑪ 不登校及び不登校傾向の児童生徒、その保護者を対象とする親子人権講演会等の開催
- ⑫ 自己肯定感育成に関する実施具体例などの資料の提案 など



「人権文庫」(貸出可)「人権DVD」等もあり

※人権教育関係での様々なサポートを行いますので、まずは電話で相談ください。

日田市教育庁 人権・部落差別解消教育課 日田市教育庁舎(市役所別館)2階 ☎ 22-8236